給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１号

岡山県倉敷市児島塩生1618番地１

再生債務者　小田切寛之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年６月３日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年９月24日まで

平成27年９月７日

岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（再ロ）第５号

北九州市小倉南区徳吉東１丁目15番15―103号

再生債務者　福島　克己

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年９月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年９月29日まで

平成27年９月８日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（再ロ）第２５号

大阪府守口市八雲北町３丁目10番19―1402号

再生債務者　森田　明彦

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年９月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年10月５日まで

平成27年９月７日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再ロ）第１号

宮崎県宮崎市船塚１丁目106番地１　サーパス附属小前804号

再生債務者　重水　隆英

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年８月17日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年10月６日まで

平成27年９月８日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１号

佐賀県唐津市原1227番地１　クレメントＥ104号

再生債務者　青山　航大

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年７月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年９月８日　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（再ロ）第１号

千葉県柏市柏267番地16　サニーハイム105号

再生債務者　穂積　　瞳

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年８月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年９月４日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（再ロ）第１号

佐賀県西松浦郡有田町黒牟田丙3289番地37

再生債務者　小島　功士

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年８月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年９月１日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（再ロ）第１００１７号

神奈川県横浜市港南区野庭町607　野庭団地２棟276号

再生債務者　大野　康弘

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年８月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年９月４日

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第３号

青森市大字浜田字玉川234番地７

再生債務者　砂庭　一平

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年９月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年９月８日

青森地方裁判所民事部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年十一月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十七年七月三十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙・丙・丁）

http://www.itoh-shoji.co.jp/outline/

平成二十七年九月十六日

千葉県野田市木間ケ瀬字向の内四六九四番地の一

（甲）株式会社東関東イトウ商事運輸

代表取締役　井上　博絵

宮城県仙台市青葉区本町一丁目五番二八号

（乙）株式会社東北イトウ商事運輸

代表取締役　井上　博絵

千葉県野田市木間ケ瀬字向の内四六九四番地の一

（丙）株式会社神奈川イトウ商事運輸

代表取締役　井上　博絵

静岡県浜松市中区板屋町一一〇番地の五

（丁）株式会社静岡イトウ商事運輸

代表取締役　井上　博絵

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙は計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年九月十六日

京都府宇治市広野町寺山七番地の一

（甲）合同会社ＴｏｍｏＮａ

代表社員　城島扶美子

京都府宇治市広野町寺山七番地の一

（乙）有限会社城島

代表取締役　城島扶美子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十七年十月二十一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十七年九月十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年八月十八日

掲載頁　二十六頁（号外第一八六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年八月十八日

掲載頁　二十七頁（号外第一八六号）

平成二十七年九月十六日

大阪市西区北堀江三丁目一一番一三号

（甲）二葉計器株式会社

代表取締役　土井　邦夫

神戸市長田区菅原通一丁目高架下七〇号沿

（乙）関西メーターシステム株式会社

代表取締役　井出　良昌

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の航空給油事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）http://www.eneos-wing.co.jp/company/denshi.html

平成二十七年九月十六日

大阪府豊中市寺内三丁目七番三〇号

（甲）株式会社ＥＡＳ

代表取締役　吉川　志郎

大阪府豊中市寺内三丁目七番三〇号

（乙）株式会社ＩＫＳ

代表取締役　吉川　志郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更効力発生日は平成二十七年十月十八日であり、組織変更後の商号は株式会社ＣｒｕＸとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年九月十六日

東京都墨田区両国三丁目二二番二一八〇八号

合同会社スピンドール

代表社員　野武　真弓